

産地における電子タグ付き青果用通い容器 活用イメージとメリット



通い容器に取り付けられた電子タグは、通い容器の利用・回収管理だけでなく、青果の流通の管理にも役立てることができます。そこで、産地（生産者団体・集出荷業者など）での電子タグの活用イメージとメリットを説明します。

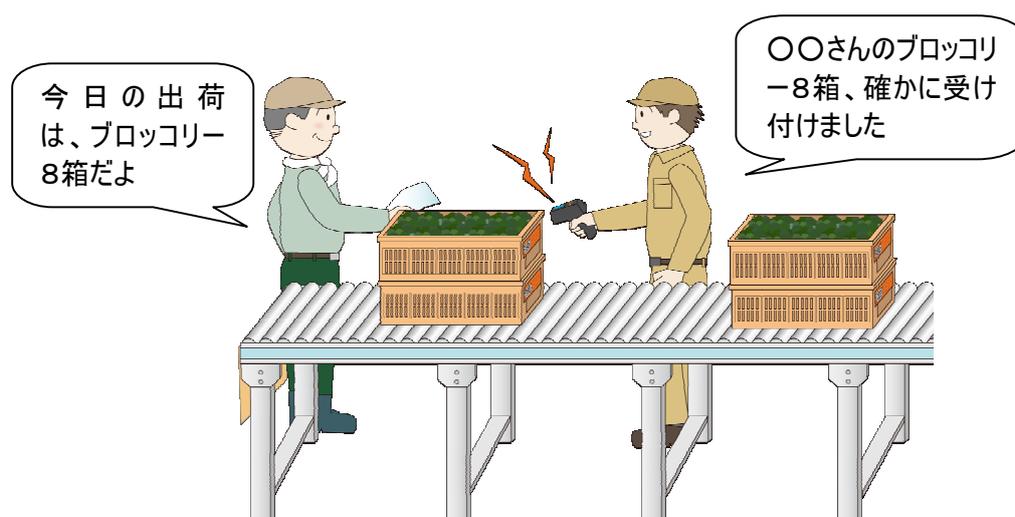
平成 23 年 3 月

食品流通効率化・高度化推進検討委員会

産地における電子タグ付き通い容器の基本的な使い方

場面 1：通い容器にいれた青果物の情報と電子タグ ID とのリンクの記録

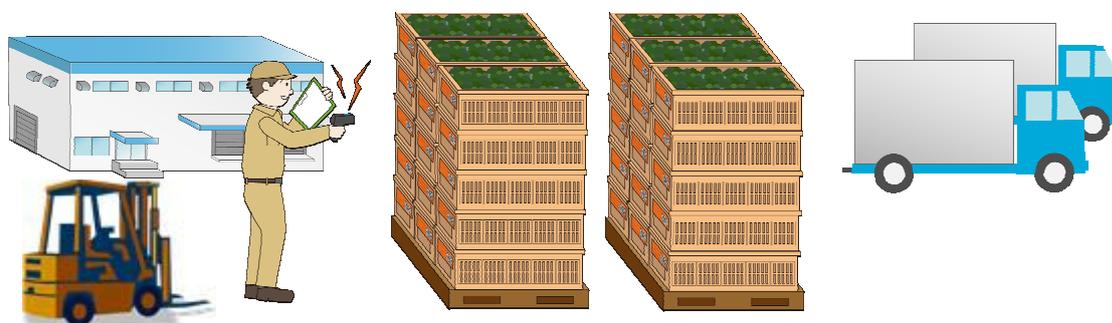
集荷するときに、電子タグを読み取ることにより、通い容器の ID と、その内容物の情報（品目、生産者、生産者の出荷日など）を関連づけます。生産者名や品目名は、あらかじめ登録しておけば、比較的簡単に記録できます。



集荷するときに、通い容器の ID を読み取り

場面 2：出荷情報と電子タグ ID とのリンクの記録

出荷するときに、電子タグを読み取ることにより、電子タグの ID と、出荷情報（出荷先・出荷日）を関連づけます。



出荷するときに、通い容器の ID を読み取り

産地にとっての効果

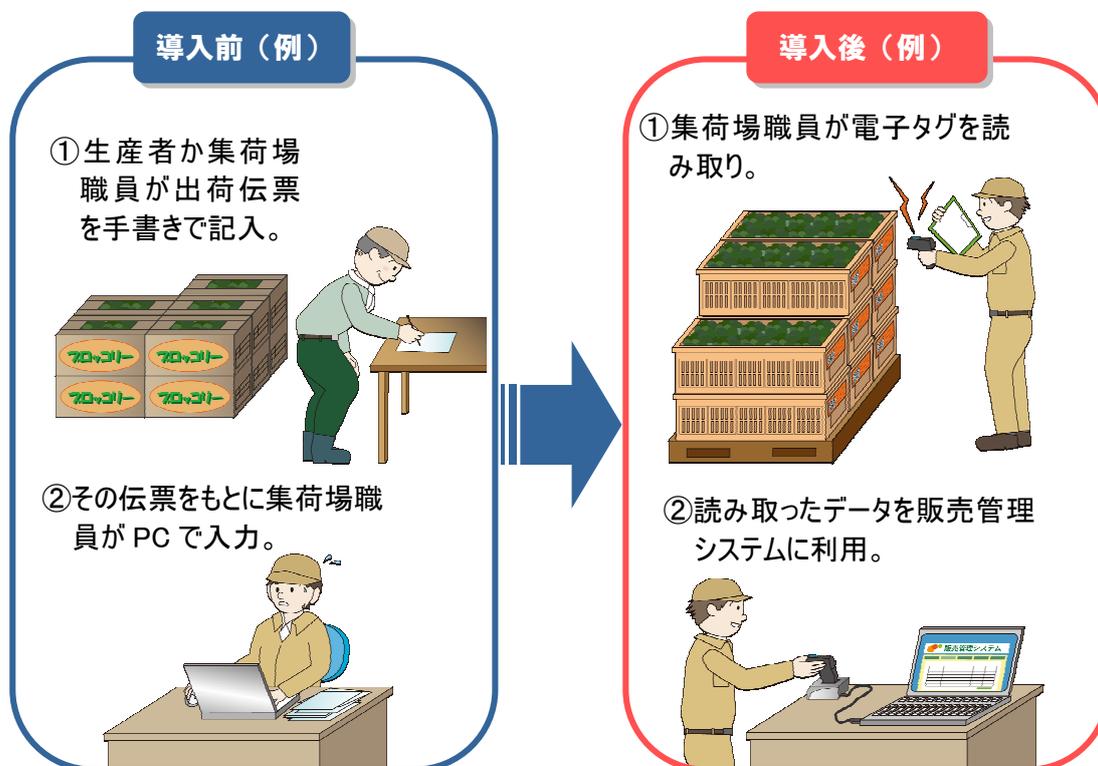
効果 1：集荷の記録作業の効率化

集荷場では、生産者から集荷する際に、どの生産者から、いつ、どの品目・品種を、どれくらい（数量または重量）、受け入れたかを記録する必要があります。あとで精算等に役立てることができるように、コンピュータ等に打ち込むことも必要です（図の左側）。

場面1のように、生産者から受け取ったときに電子タグを読み取れば、この記録作業を大きく効率化できます。手書きやキー入力の操作をほとんどしなくて済むようになります（図の右側）。

集荷時に青果物の重量を計測する場合には、計量器と電子タグ読み取り機器を組み合わせることで、重量の記録も効率化することができます。

電子タグを一括読み取りすることができれば、電子タグを1つ1つ読み取る操作も必要ありません。（※ただし、一括読み取りができるようにするには、リーダーとタグの位置関係を適切に設定しておく必要があります。）

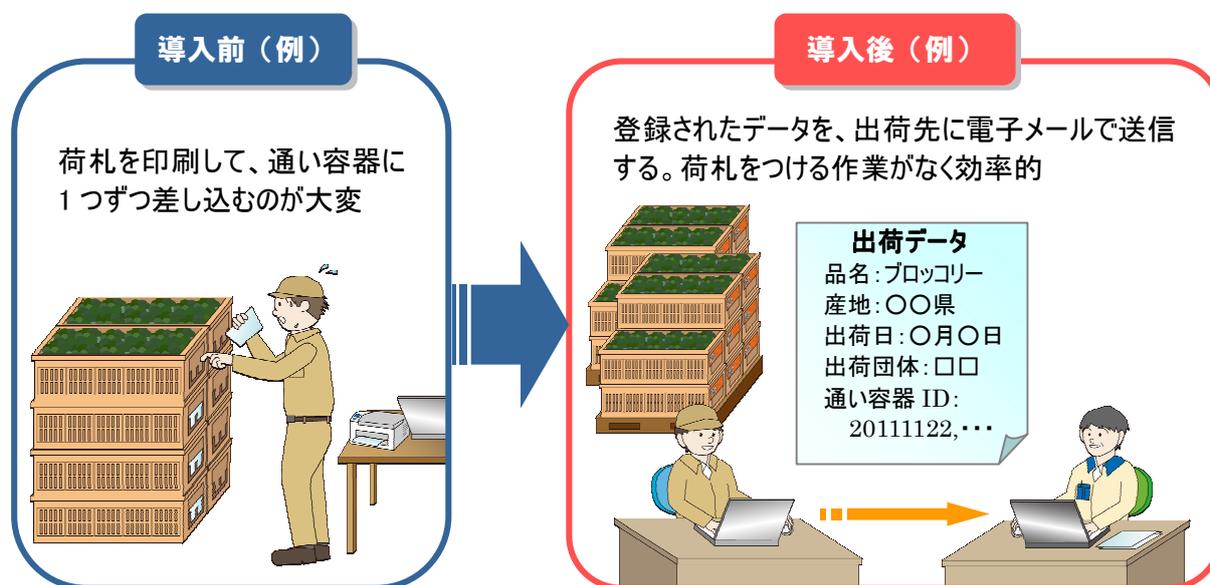


効果 2 : 荷札の簡素化

通い容器には、段ボール箱とは異なり、通常、品名・産地名・出荷団体名等が印刷されていないため、しばしば、通い容器に荷札を1枚1枚添付することが必要になります。

段ボール箱で出荷する場合にも、生産者番号等の記号をスタンプするといった作業が生じることがあります。

電子タグに、産地・品名・出荷団体・生産者 ID などの情報を紐付けておき（2 ページ場面 1）、必要に応じて販売先に情報を送ることにより、出荷先との相談のうえ、荷札の印刷・添付を省略できる可能性があります。ただし、出荷先やその先の事業者が産地・品名などの品質表示基準のルールを遵守できることが前提です。



参考：通い容器の受け払い記録作業も効率化！

通い容器を借りて利用する場合には、通常、通い容器が青果物とともに、どの出荷先に、どの種類の通い容器が、いくつ移動したかを、通い容器の貸出主等に報告することが必要になります。

電子タグ付き通い容器を利用し、出荷先と ID のリンクを記録する（2 ページ場面 2）ことによって、通い容器の出荷先（返却責任の移動先）・出荷日、種類別の数量が電子データとして記録されます。このデータを利用すれば、所有者への報告が容易になります。

また、生産者に通い容器を貸し出す際にも電子タグを読み取ることにより、各生産者に、いつ、いくつ貸し出したかの記録をすることが容易になります。

効果3：クレームなど問い合わせ発生対応時の対応が容易に

販売先から品質上のクレームがあった場合に、通い容器の電子タグのIDを知らせてもらえれば、集荷するときに読み取った情報を調べることができます。電子タグのIDがQRコードでも表現されている場合は、それを携帯電話で読み取って、送信することもできます。

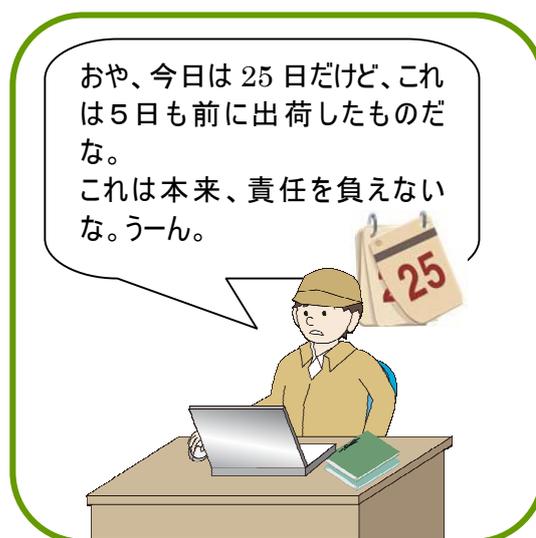


販売先からの問い合わせへの対応

通い容器のIDがわかれば、クレームの原因の追及が容易になり、生産者への指導などの対応策を講じやすくなります。また、生産者の出荷日が特定できるので、場合によっては物流段階や販売先に原因があるのではないかと推測することもできます。



原因追及の例1：生産者の特定



原因追及の例2：出荷日の特定

効果 4 : イザというときの回収対象の絞り込みが容易に

例えば、農薬の残留等の関連で、特定の生産者や農場の生産物を回収しなければならないような事態が発生した場合に、どの販売先に回収を依頼する必要があるか、絞り込むことができます。

回収を必要とするような事態を発生させないことが原則ですが、万一の問題発生時に迅速な対応ができる仕組みを備えていることが、出荷先からの信頼につながるでしょう。



イザというときの撤去・回収の依頼

費用対効果の検討

必要な装置とソフトウェア

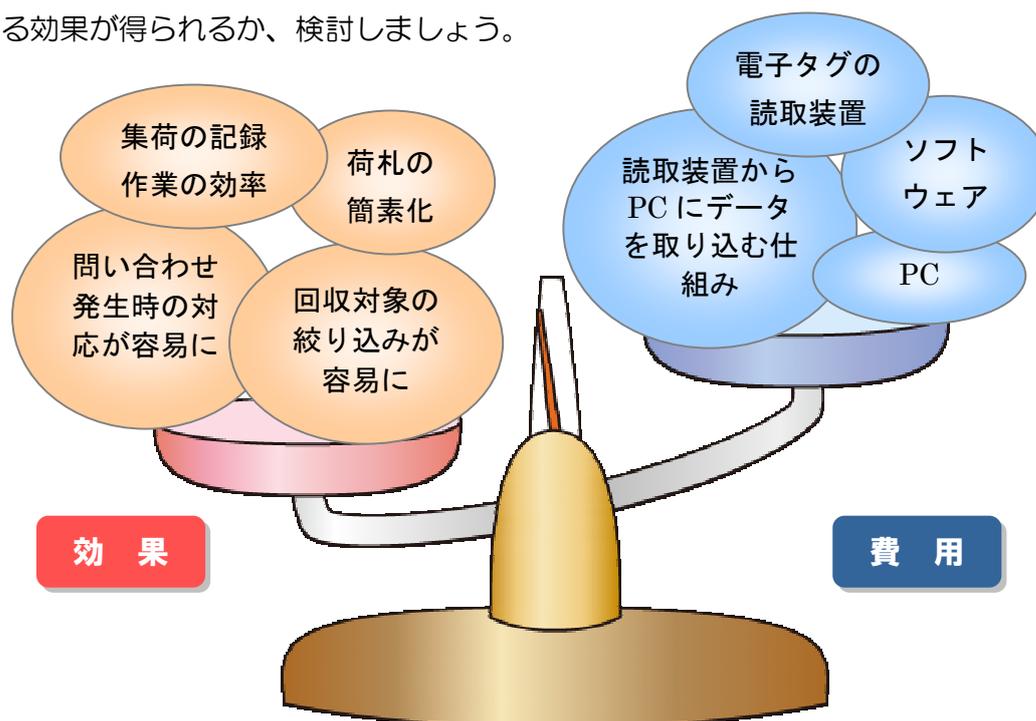
電子タグは、通い容器にあらかじめ装着されているため、産地においては、電子タグを購入したり貼り付けたりする必要はありません。ただし、2 ページ「産地における電子タグ付き通い容器の基本的な使い方」のような利用のためには、一般的に、電子タグ付き通い容器のほかに、以下のものがが必要です。

- ・電子タグの読取装置（据え置き型と、ハンディ型があります。据え置き型は、読み取り距離が長く、自動化するのに便利ですが、一般に高価で動線設計が必要です。ハンディ型は、読み取り距離が短く、対象に近づける操作が必要ですが、比較安価で、動線の見直しをせずに済みます。電子タグとともに同じ ID の QR コードが付いている場合は、QR コードの読取装置を使うこともできます）
- ・読み取り装置を PC に接続する装置（クレードルなど）
- ・読み取った情報を保存し利用するためのソフトウェア（パッケージと ASP 型がある）
- ・ PC

また、日々の集荷・出荷の際に、電子タグを読み取る作業が必要です。現在行っている検品・記録等の作業を、電子タグを活用した作業に置き換えることで、なるべく新たな作業時間を発生させないように設計することが肝要です。

効果と費用のバランス

電子タグの活用には、将来的には販売先での効果も見込まれますが、まずは産地において、費用を上回る効果が得られるか、検討しましょう。



●「青果用通い容器識別コードガイドライン」について

「青果用通い容器識別コードガイドライン」には、電子タグ付き青果通い容器を所有し貸し出す事業者（通い容器レンタル事業者だけでなく、通い容器を所有し貸し出しをする農協・卸売業者・加工業者を含みます）が、電子タグの導入にあたり参照すべきことが記述されています。

通い容器の所有者や型番に関わらず、産地をはじめ青果物流通に関わる皆様が、共通の機器・共通の作業により、通い容器の電子タグを活用できることを狙い、平成 23 年 3 月に発行しました（<http://www.afcr.jp/rc/idguide.pdf>）。

このガイドラインに準拠した電子タグ付き通い容器のご利用をお奨めします。

●このパンフレット及び「青果用通い容器識別コードガイドライン」の問い合わせ先

食品流通効率化・高度化推進検討委員会 事務局（食品チェーン研究協議会）

担当者：酒井 純、深澤 友香

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-26-3

農業技術会館 3 階（社団法人食品需給研究センター内）

TEL (03)5567-1993 FAX (03)5567-1934 e-mail : info@afcr.jp

<http://www.afcr.jp/foodetag/>

2011年8月の事務所移転に伴い、住所および電話・FAX番号が変わりました。

〒114-0024 東京都北区西ヶ原3-1-12 西ヶ原創美ハイツ2階

電話：03-5567-1991 FAX：03-5567-1960

<表紙写真> 左：イフコ・ジャパン（株）所有プラスチックコンテナ 右：東北デルモンテ（株）所有スチールコンテナ